

様式 1 公表されるべき事項

独立法人物質・材料研究機構の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22度における役員報酬についての業績反映のさせ方

文部科学省独立行政法人評価委員会の機構に対する業績評価の結果を勘案し、平成21年度の期末特別手当の支給額を決定した。期末特別手当基礎額のうち、業績反映の範囲については、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額する。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	地域手当の支給割合の改定(10%を12%に引き上げ)。 期末特別手当の引き下げ(△0.15月)を行った。 一般職の職員の給与に関する法律の指定職の改定に準拠した本給表のベースダウン(平均改定率△0.2%)を行った。
理事	地域手当の支給割合の改定(10%を12%に引き上げ)。 期末特別手当の引き下げ(△0.15月)を行った。 一般職の職員の給与に関する法律の指定職の改定に準拠した本給表のベースダウン(平均改定率△0.2%)を行った。
理事(非常勤)	地域手当の支給割合の改定(10%を12%に引き上げ)。 期末特別手当の引き下げ(△0.15月)を行った。 一般職の職員の給与に関する法律の指定職の改定に準拠した本給表のベースダウン(平均改定率△0.2%)を行った。
監事	地域手当の支給割合の改定(10%を12%に引き上げ)。 期末特別手当の引き下げ(△0.15月)を行った。 一般職の職員の給与に関する法律の指定職の改定に準拠した本給表のベースダウン(平均改定率△0.2%)を行った。
監事(非常勤)	地域手当の支給割合の改定(10%を12%に引き上げ)。 一般職の職員の給与に関する法律の指定職の改定に準拠した本給表のベースダウン(平均改定率△0.2%)を行った。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 19,231	千円 12,744	千円 4,957	千円 1,529 (地域手当)			※
A理事	千円 16,630	千円 11,020	千円 4,287	千円 1,322 (地域手当)		3月31日	※
B理事	千円 15,485	千円 11,020	千円 2,804	千円 1,322 (地域手当) 338 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 15,196	千円 11,020	千円 2,804	千円 1,322 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		※
A監事	千円 13,868	千円 10,072	千円 2,563	千円 1,208 (地域手当) 24 (通勤手当)	4月1日		※
B監事(非常勤)	千円 5,670	千円 5,330	千円 0	千円 340 (通勤手当)			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄。

注3:各内訳欄の合計と、総額欄の数字は千円未満切り捨ての関係で一致しないことがある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	19,884	8	3	H21.6.30	1.2	当該業績勘案率は、同役員の法人運営は概ね適切に行われたとの判断に基づき、文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会が決定した数値。	
理事A	2,973	2	0	H22.3.31	1.0	当該業績勘案率は、同役員の法人運営は概ね適切に行われたとの判断に基づき、文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会が決定した数値。	※
理事B	2,297	1	8	H22.3.31	1.0	当該業績勘案率は、同役員の法人運営は概ね適切に行われたとの判断に基づき、文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会が決定した数値。	*
監事	6,638	5	3	H22.3.31	1.0	当該業績勘案率は、同役員の法人運営は概ね適切に行われたとの判断に基づき、文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会が決定した数値。	※
監事 (非常勤)						該当なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、独立行政法人等の退職者「※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画で定めた人件費額の範囲内で、組織の活性化と業務の質の向上を進めるとともに、効率的な業務運営に努めるため、適正な予算管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律を考慮し、国民の理解を得る給与水準となるよう努めている

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤勉手当、能力手当、業績手当、査定昇給において、職員の成果、機構への貢献度等が反映される給与となっている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:業績手当 (査定分)	研究職とエンジニア職に適用しており、昨年の研究等成果、機構への貢献度等を考慮して成績率を決定する。
賞与:勤勉手当 (査定分)	事務職に適用しており、勤務成績に応じて成績率を決定する。
能力手当	研究職に適用しており、過去数年間の研究成果、機構への貢献度等を考慮して手当額を決定する。
本給:査定昇給	昇給区分を5段階設け、職員の勤務成績を適切に反映させる。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- ① 全俸給表を、一般職の職員の給与に関する法律を考慮し、本給表のベースダウン(平均改定率 $\Delta 0.1\%$ (中高年齢層)を行った。
- ② 賞与(期末手当、業績手当、勤勉手当)の引き下げ($\Delta 0.2$ 月)を行った。
- ③ 地域手当の支給割合の改定(10%を12%に引き上げ)。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	495	45.7	8,597	6,512	102	2,085
事務・技術	72	39.9	5,893	4,401	63	1,492
研究職種	378	46.4	9,167	6,948	95	2,219
エンジニア職種	45	49.3	8,138	6,236	217	1,902

注1:エンジニア職種:研究を円滑に推進し、より多くの優れた研究成果を得る上で、装置、設備、プログラム設計などに関する独自の開発や高度化などを含む研究支援及び研究基盤構築の業務を行う職種。

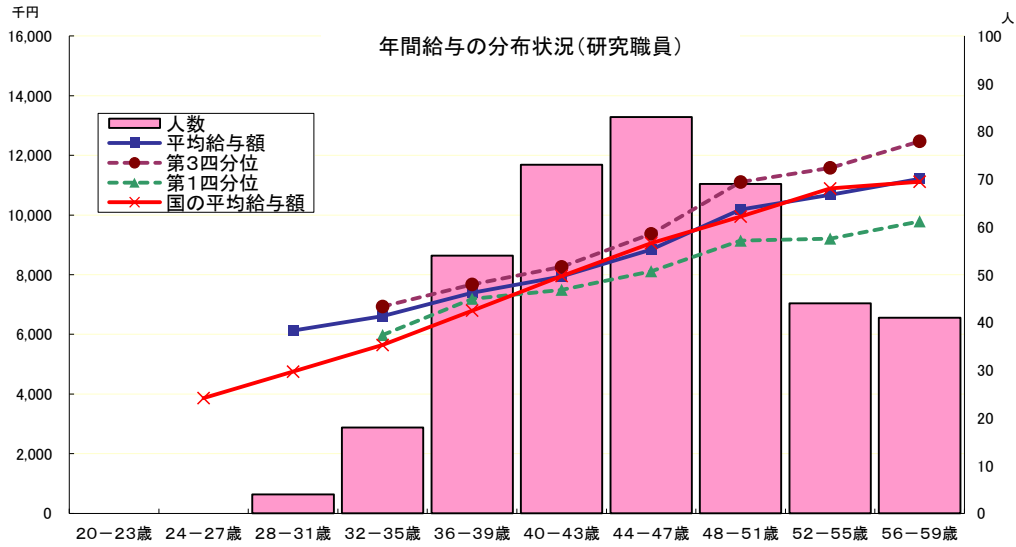
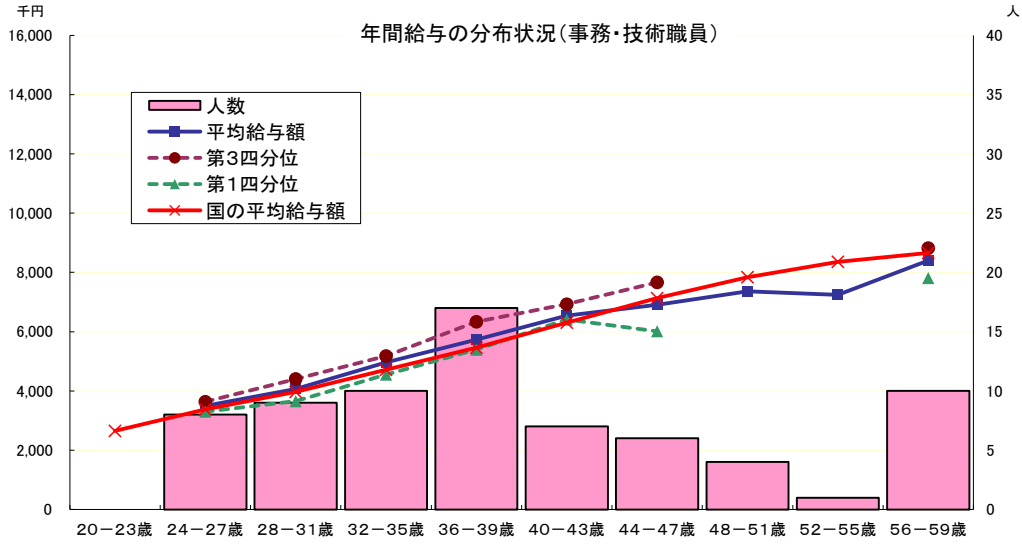
注2:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

任期付職員	人 203	歳 37.1	千円 4,712	千円 4,643	千円 78	千円 69
有期雇用(研究職種)	人 161	歳 35.2	千円 4,847	千円 4,847	千円 71	千円 0
有期雇用(事務・技術)	人 34	歳 45.5	千円 3,424	千円 3,424	千円 106	千円 0
キャリア形成職員(研究職)	人 8	歳 39.8	千円 7,479	千円 5,738	千円 83	千円 1,741
キャリア形成職員(年俸制)	人 2	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

注1:キャリア形成職員とは、国の任期付研究員、任期付職員に相当する職員のことを指す。

注2:キャリア形成研究職員(年俸制)は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢・年間給与額は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕)



注1:事務・技術職員について、年齢48～51歳及び52～55歳の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・3四分位については表示していない。

注2:研究職員について、年齢28～31歳の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・3四分位については表示していない。

注3:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
部長	1				
課長	5	54.1	8,819	8,935	9,109
課長補佐	7	52.4	7,248	7,615	7,937
係長	38	40.5	5,242	5,947	6,474
主任	4	32.3		4,610	
係員	17	30.0	3,501	3,915	4,036

注1: 部長における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢、平均、第1・第3四分位」を記載していない。

注2: 主任における該当者が4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「第1・第3四分位」を記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
研究部長	67	49.9	9,741	10,412	11,318
研究課長	1				
主任研究員	256	45.0	7,631	8,399	8,893
研究員	19	37.7	5,975	6,221	6,462
ユニット長	43	52.2	11,200	11,889	12,758

注1: 事務所が1箇所なので、本部・地方の区別がない。

注2: ユニット長とは、部を統括する部門の長である。

注3: 研究課長における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢、平均、第1・第3四分位」を記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		部長	部長	部長	課長	課長 課長補佐
人員 (割合)	72	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (2.8%)	4 (5.6%)
年齢(最高～最低)		-	-	-	-	58～47
所定内給与 年額(最高～最低)		-	-	-	-	6,893～ 6,363
年間給与 額(最高～最低)		-	-	-	-	9,109～ 8,386

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		課長補佐	係長	係長	主任 係員	係員
人員 (割合)		7 (9.7%)	17 (23.6%)	20 (27.8%)	11 (15.3%)	11 (15.3%)
年齢(最高～最低)		59～43	59～37	47～31	48～28	30～25
所定内給与 年額(最高～最低)		6,062～ 5,292	6,033～ 4,167	4,507～ 3,267	4,602～ 2,740	3,048～ 2,457
年間給与 額(最高～最低)		8,156～ 7,248	8,123～ 5,706	6,024～ 4,370	6,132～ 3,653	4,036～ 3,276

注: 7級は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年齢・所定内給与・年間給与額は記載していない。

(研究職員(年俸制以外))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		ユニット長 研究部長	ユニット長 研究部長 研究課長 主任研究者	主幹研究員	主任研究員	研究員	研究補助員
人員 (割合)	378	0 (0%)	127 (33.6%)	116 (30.7%)	116 (30.7%)	19 (5.0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		-	59～43	59～34	59～30	50～30	-
所定内給与年額(最高～最低)		-	10,203～ 6,844	7,696～ 5,433	6,888～ 4,714	5,563～ 4,359	-
年間給与額(最高～最低)		-	14,057～ 9,073	10,027～ 7,260	8,893～ 6,206	7,189～ 5,735	-

(研究職員(任期付))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		ユニット長 研究部長	ユニット長 研究部長 研究課長 主任研究者	主任研究員	主任研究員	研究員	研究補助員
人員 (割合)	8	0 (0%)	1 (12.5%)	1 (12.5%)	6 (75.0%)	0 (0%)	0 (0%)
年齢(最高～最低)		-	-	-	42～32	-	-
所定内給与年額(最高～最低)		-	-	-	6,380～ 4,251	-	-
年間給与額(最高～最低)		-	-	-	8,242～ 5,942	-	-

注:5級、4級は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年齢・所定内給与・年間給与額は記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.7	63.6	62.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	38.3	36.4	37.3
	最高～最低	46.2～33.2	46.7～30.4	46.0～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.4	66.9	65.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.6	33.1	34.8
	最高～最低	44.7～31.9	40.6～29.4	39.7～31.0

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	55.1	58.1	56.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	44.9	41.9	43.4
	最高～最低	56.2～34.2	53.6～31.2	54.9～32.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.2	67.2	65.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.8	32.8	34.3
	最高～最低	48.7～31.3	45.7～28.3	47.2～29.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

100.9

対他法人

95.8

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

101.3

対他法人

101.2

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

○比較対象職員の状況

・研究職員

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の378人及び任期付職員欄のキャリア形成職員(研究職)8人 計386人
386人の平均年齢46.3歳、平均年間給与額9,132千円

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	100.9
	参考	地域勘案 101.3 学歴勘案 102.9 地域・学歴勘案 102.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	若年層の職員割合が多く、業績評価において職員割合に連動して若年層の職員が高い評価を受ける割合が多いことから、高い昇給区分が適用されているため国に比べ高くなっていると考えられる。 【主務大臣の検証結果】 若年層の職員が高い業績評価を受けていることなどから比較指標は0.9ポイント高くなっているが、法人の給与制度は国に準じており、給与水準は概ね適正であると考えられる。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 91.8% (国からの財政支出額 15,242,938,757円、支出予算の総額 16,600,904,000円:平成22年度予算)	
	【検証結果】 本給及び諸手当等の給与体系は、国家公務員の給与体系に準拠した規程を整備し運用している。 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成21年度決算) 【検証結果】 特になし。	
講ずる措置	○平成23年度に見込まれる対国家公務員指数 対公務員指数 100程度 (地域勘案 100程度、学歴勘案 102程度、地域・学歴勘案 101程度) ○目標水準と具体的期限 今後も、メリハリのある人事管理や、機構の職員給与規程の改正に当たっては、一般職の職員の給与に関する法律に準拠することなどにより、国家公務員と同程度の水準が維持できるよう努める。 具体的期限は平成23年度とする。	

○事務職における大卒以上の高学歴者の割合 19.4%

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	101.3
	参考	地域勘案 100.1 学歴勘案 102.2 地域・学歴勘案 101.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	高度な研究開発の推進に対応するため、H19年度～H21年度の全ての採用者を博士課程修了者としていることから、国に比べ高くなっていると考えられる。 【主務大臣の検証結果】 国内外に開かれた我が国の物質・材料研究の拠点として、材料研究開発を先導する機能を果たしてきており、今後も優れた研究成果をあげていくためには、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化などを定めた研究開発力強化法においても国際社会で活躍する卓越した研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められている。これらの結果、当該法人の比較指標が高い傾向にあるが、適正な範囲内であると考えられる。	
給与水準の適切性の検証	事務職員と同様。	
講ずる措置	○平成23年度に見込まれる対国家公務員指数 対公務員指数 102程度 (地域勘案 102程度、学歴勘案 104程度、地域・学歴勘案 103程度) ○目標水準と具体的期限 国内外に開かれた世界最高峰の研究機関として物質・材料研究分野で中核的な役割を果たして行くためには、今後も博士課程修了者等の高学歴で優秀な国内外の研究者の採用を行っていくことが不可欠である。 これにより、大卒以上、特に博士課程修了者の割合が高まることとなるが、メリハリのある人事管理や、機構の職員給与規程の改正に当たっては、一般職の職員の給与に関する法律に準拠することなどにより、現状と同程度の水準が維持できるよう努める。 具体的期限は平成23年度とする。	

○支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 39.9%

○研究職における管理職の割合 28.8%

○研究職における大卒以上の高学歴者の割合 94.0%

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成18年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	6,538,741	5,988,880	549,861	(9.2%)	450,247	(7.4%)
退職手当支給額 (B)	487,582	539,330	-51,748	(-9.6%)	-3,289	(-0.7%)
非常勤役職員等給与 (C)	1,371,118	1,879,837	-508,719	(-37.1%)	287,264	(26.5%)
福利厚生費 (D)	920,055	873,930	46,125	(5.3%)	98,965	(12.1%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	9,317,496	9,281,977	35,519	(0.4%)	833,187	(9.8%)

総人件費について参考となる事項

・「最広義人件費」(対前年度比35,519千円増)については、競争的研究資金等による雇用が増えた結果である。

・人件費削減の取り組みの状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」、「行政改革重要方針」（17.12.24閣議決定）による人件費削減の取組状況

①「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間で国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを図るものとする。

②行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象となった人件費については、平成22年度までに平成17年度の人件費と比較し、5%以上削減する。当該目標を達成するべく、国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを図るものとする。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

(人件費削減の場合) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,450,049	5,534,771	5,399,961	5,357,446	5,142,218	4,998,227
人件費削減率 (%)		1.6	▲0.9	▲1.7	▲5.6	▲8.3
人件費削減率(補正值) (%)		1.6	▲1.6	▲2.4	▲3.9	▲5.1

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2:競争的研究資金又は研究開発独立行政法人の受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員、国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(H18.3.28閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象外人件費の範囲から除いているため、Ⅲ表の「給与、報酬等支給総額」と削減対象外人件費の金額とが異なることとなる。削減対象外人件費は、基準年度は956,408千円、平成18年度は877,068千円、平成19年度は982,010千円、平成20年度は1,041,238千円、平成21年度は1,419,414千円、平成22年度は1,540,983千円である。

注3:注2の任期付研究者及び任期付職員の人件費を総人件費改革に係る削減対象外人件費の範囲から除く前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象外人件費)は、基準年度は6,406,457千円、平成18年度は6,411,839千円、平成19年度は6,381,971千円、平成20年度は6,398,684千円、平成21年度は6,561,632千円、平成22年度は6,539,210千円であった。

注4:新たに国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(H18.3.28閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象外人件費から除くこととしたことに伴い、基準年度、平成18年度、平成19年度の「給与、報酬等支給総額」(削減対象外人件費)が変更となった。変更前は基準年度6,079,703円、平成18年度6,003,632円、平成19年度5,814,932円である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。